

重要事項説明書

(介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導)
＜ 2024年 6月 1日 現在

1. 事業所概要

事業者名	医療法人 健美会 佐々木病院
所在地	北九州市八幡西区吉祥寺9番36号
管理者の氏名	峯 信一郎
電話番号	093-617-0770
Fax番号	093-617-0784
サービスの種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
指定事業者番号	4016617609
サービス提供地域	北九州市八幡西区、中間市、直方市、鞍手郡鞍手町

2. 事業所の職員体制

職 種	職務内容	資 格	常 勤	非常勤
管理者	管理業務・療養上の管理・指導・助言	医 師	1名	
医 師	療養上の管理・指導・助言	医 師	2名	2名
管理栄養士	栄養管理に係る情報提供・指導・助言	管理 栄養士	2名	

3. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日。 ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日 12月30日から1月3日を除く
営業時間	午前8時30分から午後5時
サービス対応 時間	午前9時00分から午後5時

※24時間体制あり

当事業所では、24時間電話相談のできる体制と必要時に訪問できる体制をとっております。

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	通院困難な要介護状態等にある者の自宅又は施設等を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を提供することを目的とする。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な要介護者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。 2 要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師又は管理栄養士が通院困難な要支援者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3 居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

5. 提供するサービス内容

居宅を訪問し、医学的観点から居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

6. 利用者負担金

利用者は、事業者から介護保険の適用を受けるサービスの提供を受けたときは、事業者に対し利用料自己負担分（1割、2割又は3割）を支払います。

※医師が行う場合

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

- 月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合
利用料 2,990円×2回=5,980円 の1割 598円 又は2割 1,196円 又は3割 1,794円
- 月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合
利用料 2,990円×1回=2,990円 の1割 299円 又は2割 598円 又は3割 897円

(単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合)

- 月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合
利用料 2,870円×2回=5,740円 の1割 574円 又は2割 1,148円 又は3割 1,722円
- 月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合
利用料 2,870円×1回=2,870円 の1割 287円 又は2割 574円 又は3割 861円

(上記以外の場合)

- 月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合
利用料 2,600円×2回=5,200円 の1割 520円 又は2割 1,040円 3割 1,560円
- 月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合
利用料 2,600円×1回=2,600円 の1割 260円 又は2割 520円 又は3割 780円

※管理栄養士が行う場合

(単一建物居住者1人に対して行う場合)

- 月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合
利用料 5,450円×2回=10,900円 の1割 1,090円 又は2割 2,180円 又は3割 3,270円
- 月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合
利用料 5,450円×1回=5,450円 の1割 545円 又は2割 1,090円 又は3割 1,635円

(単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合)

- 月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合
利用料 4,870円×2回=9,740円 の1割 974円 又は2割 1,948円 又は3割 2,922円
- 月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合
利用料 4,870円×1回=4,870円 の1割 487円 又は2割 974円 又は3割 1,461円

(上記以外の場合)

- 月2回以上在宅への訪問診療を行い、その都度居宅療養管理指導を行った場合
利用料 4,440円×2回=8,880円 の1割 888円 又は2割 1,776円 3割 2,664円
- 月1回在宅への訪問診療を行い、居宅療養管理指導を行った場合
利用料 4,440円×1回=4,440円 の1割 444円 又は2割 888円 又は3割 1,332円

※管理栄養士が行う居宅療養管理指導は利用者様の急性増悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある旨の特別の指示があった場合には、当該指示の日から30日間に限って、さらに2回を限度として算定されます。

(お支払方法)

- ・精算は一月毎に行います。
- ・請求書は基本的に翌月15日までに郵送または窓口でお渡しさせていただきます。
- ・お支払いは末日までに病院窓口にご直接お支払いにお越しいただくか、指定口座への振込となります。
- ・振込でご精算の場合、手数料はご負担いただきます。振込の場合振込用紙が領収書となります。
- ・事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

7. キャンセル料について

キャンセル料はいただいておりません。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡下さい。

8. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます
- ② 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③ 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ④ 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者：管理者 峯 信一郎

9. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及びご家族の情報を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用します。

1 使用する目的

事業者が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、指定居宅介護サービス等を円滑に実施するため、担当者会議において、又は利用者が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合（ビデオ通話を含む）に使用する。

2 使用にあたっての条件

- ①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。
- ③「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守します。

3 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

同意する

同意しない

10. 緊急時の対応について

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、すみやかに医師の判断の下、救急隊、ご家族、ケアマネージャへ連絡しますので、ご安心下さい。当院は74床の入院病床があり、必要に応じて入院加療も可能です。

11. 事故発生時の対応

居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 損害賠償責任保険

保険会社名 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険内容 業務遂行や施設の所有、使用もしくは管理、または業務の結果に起因する他人の身体の障害や財物の損壊、受託管理財物の損壊、臨時借用自動車の事故、プライバシーの侵害による人格侵害および身体の障害や財物の損壊を伴わない経済的損失を補償します。

13. 相談窓口・苦情対応

★サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

当 事 業 所	窓口担当 峯 信一郎
ご利用者相談窓口	ご利用時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時 土曜（第一、第三）午前9時～午前12時 ※ 面接随時対応、苦情箱、外来待合室に設置

★公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

北九州市各区役所 並びに近隣市町村 の保健福祉センタ ー介護保険係	八幡西区	093-642-1446
	中間市	093-246-6243
	鞍手町	0949-42-2111
	直方市	0949-25-2390
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時 (土、日祭日休業)
福岡県国民健康 保険団体連合会	所在地	福岡市博多区吉塚本町13-47
	電話番号	092-642-7859
	F a x	092-642-7853
	対応時間	平日 午前8時30分～午後5時 (土、日祭日休業)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	医療法人 健美会 佐々木病院
申請するサービス種類	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

措 置 の 概 要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継ぐようにする。

苦情の受付は口頭でも行うが窓口に「苦情・要望箱」を設置し、文書による苦情・要望にも応えられるよう対応する。

営業日、営業時間以外についても、転送電話、留守番電話で対応し、後日速やかに対応する。

電 話 番 号 : 0 9 3 - 6 1 7 - 0 7 7 0

相 談 担 当 者 : 管 理 者 峯 信 一 郎

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに相談担当者が本人または家族に連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに担当の職員からも事情を確認する。
- ② 苦情内容については管理者に報告するとともに、相談担当者が必要があると判断した場合は、事業所の職員全員で検討会議を行う。
- ③ 検討の結果等を踏まえて、必ず翌日までに具体的な対応をする（利用者に謝罪に行く、改善の取り組みの報告等）。
- ④ 記録を台帳（パソコンのデータベース）に保管し、再発防止と今後の改善に役立てる。

3 その他参考事項

普段から苦情が出ないように、利用者の立場に立ったサービス提供を心掛ける。

- ① 毎日の朝礼で重要伝達事項の確認を行う。
- ② 従業員の資質の向上のための研修機会を確保する。
 - ・ 新規従業員においては、14日間の研修期間を設け、十分な知識・技能を身に付けたうえで利用者に対応する。
 - ・ 全従業員を対象に、職場研修を年8回行う。
- ③ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要は、利用者に説明するとともに事業所の見やすい場所に掲示する。

4 公的機関の相談窓口

八幡西区保健福祉課（介護保険担当） 0 9 3 - 6 4 2 - 1 4 4 6

中間市介護保険課給付係 0 9 3 - 2 4 6 - 6 2 8 3

直方市保険課介護サービス係 0 9 4 9 - 2 5 - 2 3 9 0

鞍手郡鞍手町福祉人権課高齢者支援係 0 9 4 9 - 4 2 - 2 1 1 1

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口 0 9 2 - 6 4 2 - 7 8 5 9